

キャラクター等取扱要領

第1条（目的）

この要領は、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という。）が著作権を有するキャラクター等を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

第2条（定義）

この要領において、キャラクター等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクター：「ガードくん」及び「ガドワンくん」
- (2) ロゴマーク：「ガードくん」

第3条（図柄等）

キャラクター等のデザイン、色、縦横との比率等は、「キャラクターガイド」（別添1）及び「デザインガイド」（別添2）のとおりとし、使用に当たっては、これらに従って使用しなければならない。

第4条（使用者の範囲）

キャラクター等の使用は、全警協のほか、各都道府県警備業協会及び全警協の加盟警備業者（以下「使用者」という。）に限って認めるものとする。

第5条（使用開始届）

使用者がキャラクター等を使用する場合は、全警協に「キャラクター等使用開始届出書」（様式1）を電子メールで送付しなければならない。

第6条（使用料）

キャラクター等の使用に係る料金は徴収しない。

第7条（使用上の遵守事項）

使用者は、事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、広報誌、PRグッズ（シール、バッジ等）、立て看板、のぼり旗、横断幕、名刺、ホームページ等にキャラクター等を使用することができる。

- 2 使用者は、キャラクター等を営利目的及び特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用してはならない。

第8条（使用者の義務）

使用者は、第三者がキャラクター等の著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに全警協へ報告するものとする。

- 2 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について、全警協と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。

第9条（キャラクター等の適正使用）

使用者が本要領に違反した場合その他全警協が不適正な使用と認めた場合において、全警協は、キャラクター等の使用を取消し又は是正のための措置を講じるよう求めることができる。

- 2 使用者は、前項の使用の取消しを受けた場合は、直ちに使用を中止しなければならない。
- 3 使用者は、第1項の是正のための措置を講じるよう求められた場合は、それに従わなければならない。
- 4 使用者は、全警協から要請がある場合は、キャラクター等の使用実態について報告を行わなければならない。
- 5 使用の取消し又は是正のための措置によって生じる費用は、使用者が負担するものとする。

附 則

この要領は、2019年12月4日から施行する。